



特集

# 一人一人がルールを守って 安心できる冬の暮らしを

市では、皆さんが安全で快適に冬を過ごせるよう、市内を9地区に分けて除雪センターを設置し、24時間体制で除排雪作業を行っています。限られた時間の中で効率的に除排雪を行うには、「路上駐車」や「道路への雪出し」をしないなど、市民の皆さんの協力が大切です。

今回は、除雪に関するルールや各除雪センター、支援事業等を紹介します。

【詳細】土木事業所 電話36・2244

やめよう！  
路上駐車！



やめよう！  
道路への  
雪出し！



「路上駐車」は自動車の保管場所の確保等に関する法律で、「道路への雪出し」は道路交通法で禁じられています。

これらは  
法律で  
禁じられて  
います

ルールを守って！

●路上駐車

除雪ができず、近隣に迷惑が掛かります

●道路への雪出し

敷地内の雪を道路に出すと、車線が狭くなって危険です

協力をお願いします！

除雪車の通過後に住宅前に残った雪は、各自で処理してください

冬になると、降雪量や道路状況を24時間体制で監視し、除雪車を出勤させるかどうかを判断します。出勤する降雪量の基準は決まっています、出勤が必要と判断したときは、夜12時から朝7時までの限られた時間の中で、道路上に積もった雪を除雪します。

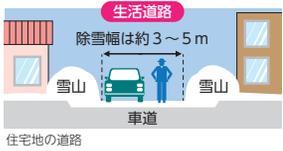
毎年、センターには多くの苦情が寄せられますが、その中には、ルールやマナーの理解不足によるものもあります。安心して道路を駆使するように、皆さんのご理解とご協力をお願いします。



除雪センター長  
わたなべ ひろゆき  
渡部 広行さん

**除雪出動基準**

- 新たに降り積もると予想される雪が、幹線道路や歩道は10cm以上、生活道路は15cm以上で出動します。
  - 通勤・通学時間（朝7時）までには、除雪作業が終わるようにします。
- ※夜12時頃に出勤判断するため、早朝の降雪には出動できない場合があります。



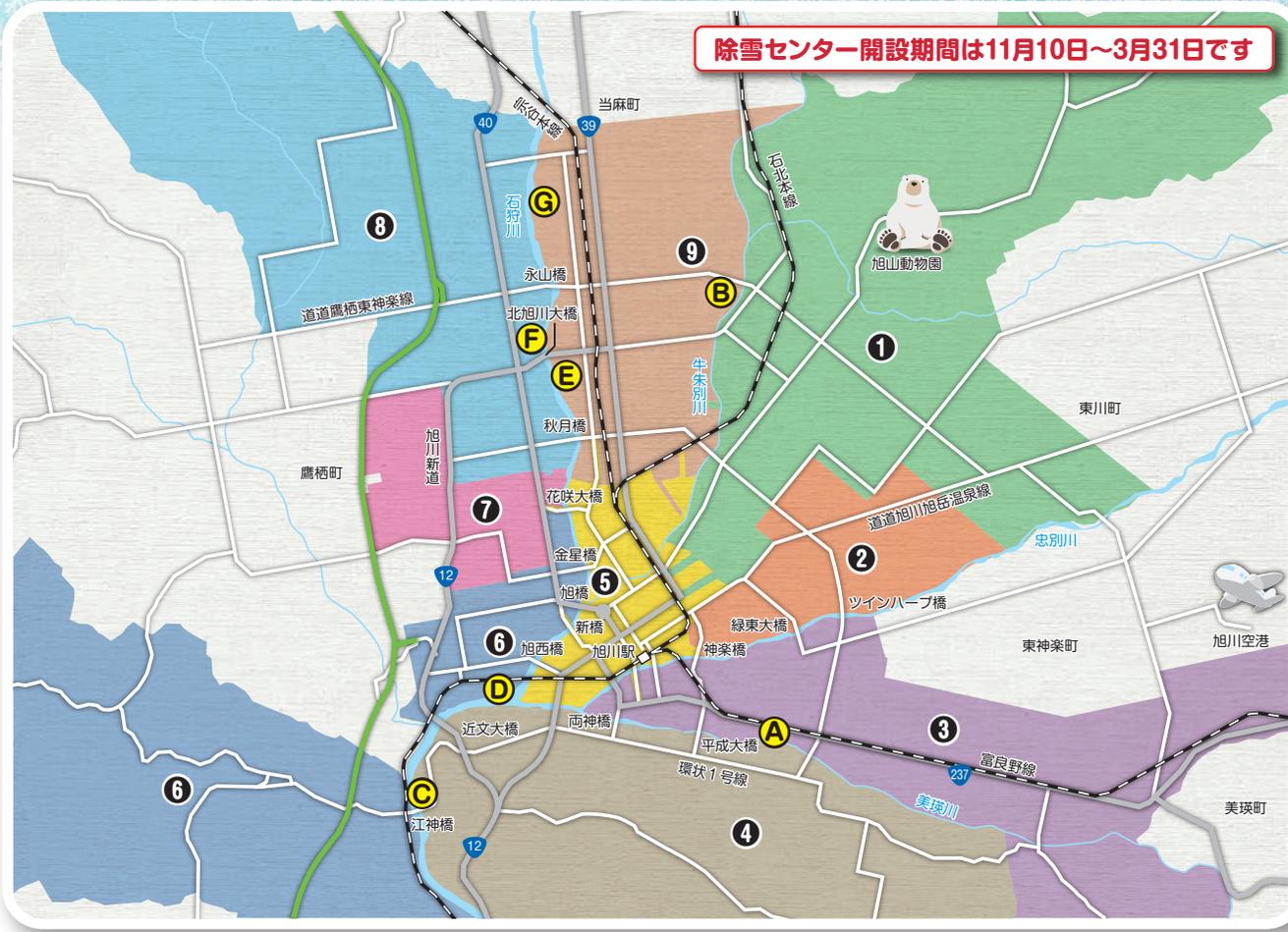
**国道・道道・市道のお問い合わせ**

- 国道:** 旭川開発建設部旭川道路事務所 ..... 直61・0136
- 道道:** 旭川建設管理部 事業室 事業課 ..... 直26・4461
- 市道:** 土木事業所 ..... 直36・2244

**除雪に関する情報**

市ホームページで、市道の除雪路線を確認することができます。

- 除雪路線網図
- 除雪機械の無償貸出し (小型除雪機等)
- 雪堆積場情報



**市内9地区に  
除雪センターを  
設置しています**

除雪センターは、地区内のパトロールや、除雪作業の出動を判断する他、地域からの除雪作業に関する要望や問い合わせなどの窓口となります。

- ①豊岡・東旭川地区**  
豊岡7の8 愛宕富士住民会館内  
☎ 37・6764
- ②東光地区**  
東光25の8 東光スポーツ公園野球場内  
☎ 37・7764
- ③神楽・緑が丘・西神楽地区**  
神楽3の7クリスタルパーク管理事務所内  
☎ 60・1764
- ④神居地区**  
忠和3の7 忠和地区会館内  
☎ 69・5764
- ⑤中央・新旭川地区**  
7の2 常盤公園管理事務所内  
☎ 21・6764
- ⑥北星・江丹別地区**  
花咲町1花咲スポーツ公園テニスコート管理棟内  
☎ 46・7764
- ⑦春光・春光台・鷹の巣地区**  
春光台3の5 春光台地区センター内  
☎ 46・8764
- ⑧末広・東鷹栖地区**  
末広1の12 末広8区会館内  
☎ 58・4764
- ⑨永山地区**  
永山6の18 永山中央公園管理事務所  
☎ 49・7764

**雪堆積場のご案内** きれいな川を守るため、雪堆積場にはごみ等が混入した雪を持ち込まないでください

雪堆積場の開設状況のお問い合わせ先 土木事業所直36・2244

<p><b>④ 神楽岡雪堆積場</b> 神楽岡14の7</p>	<p><b>⑤ 旭永雪堆積場</b> 永山町8</p>	<p><b>⑥ 江神雪堆積場</b> 神居町忠和</p>	<p><b>⑦ 東近文雪堆積場</b> 近文町16</p> <p>開設時間 5:00~20:00(夜間は閉鎖)</p>	<p><b>⑧ 流通団地雪堆積場</b> 流通団地4の5</p> <p>開設時間 8:00~17:00(夜間は閉鎖)</p>	<p><b>⑨ 東鷹栖1線雪堆積場</b> 東鷹栖1線10号</p> <p>開設時間 7:00~18:00(夜間は閉鎖)</p>	<p><b>⑩ 永山町13丁目雪堆積場</b> 永山町13</p> <p>開設時間 8:00~17:00(夜間は閉鎖)</p>
-------------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	---	--	--	---

## 除雪機の貸出しや、高齢者等への支援も

### 除雪機械を無償で貸し出します

#### 小型除雪機・ 移動式小型融雪機



**貸出対象** ボランティアで高齢者や障害のある方の住宅敷地内を除雪される方、自主的に道路を除雪する町内会

**貸出期間** 12月20日(金)～3月19日(休)

**貸出回数** 1シーズン2回まで

**申請方法** 土木事業所に電話で予約状況を確認の上、使用希望日の7日前までに、申請書に必要事項を記入して持参または郵送



事前の申請が必要です

#### ダンプトラック・タイヤショベル

ダンプトラックかタイヤショベルのどちらかを運転手付きで貸し出します

**貸出対象** 自主的に道路の除排雪をする町内会

**貸出期間** 12月20日(金)～3月19日(休)

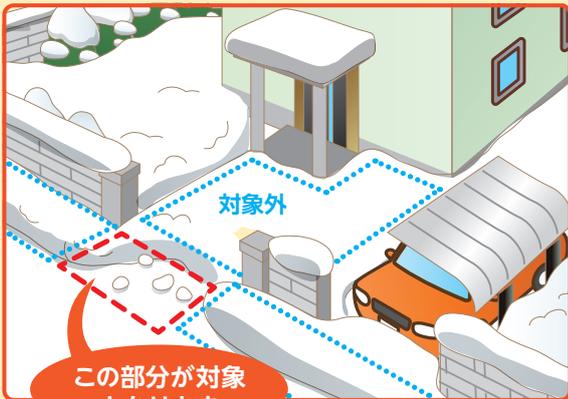
**貸出回数** 1シーズン1回

**申請先** 該当地区除雪センター

【詳細】土木事業所 36・2244、市のホームページ

### 自力での除雪が困難な 高齢者・重度身体障害者世帯への支援

事前の申請が必要です



#### 住宅敷地入り口に雪を残さないよう配慮

除雪作業後に住宅前に残った雪は、各自での処理をお願いしていますが、高齢者や重度身体障害者世帯等の住宅敷地入り口付近には雪を残さないよう配慮します。

**対象世帯** 70歳以上の方、身体障害者手帳1・2級の方で構成される世帯などで、自力、または家族だけでは除雪後に残った雪の処理が困難な世帯

**申請期限** 11月29日(金)

【詳細】70歳以上の方は長寿社会課 25・6457、70歳未満の身体障害者1・2級の方は障害福祉課 25・6476

### 雪押し場としての公園の利用

事前の申請が必要です

**使用対象** 町内会や市民委員会等  
(個人での申請は不可)

**使用公園** 雪押しスペースがある小さな公園

**搬入できる雪** 日常生活で支障となる道路の雪

**搬入用具** 家庭用の除雪用具  
(除雪機の使用は不可)

【詳細】公園みどり課  
25・9705



### 市民としてルールを守りましょう!

除雪ルールの啓発や、企業に雪押し場の無償提供を依頼するなどの活動をしています。当初は路上駐車や屋根の雪出しも多かったのですが、丁寧に説明し理解してもらうことで、今ではほとんどありません。ルールを守るとは、市民としての義務だと思います。

永山冬みち守り隊  
顧問  
またむら てるよし  
又村照義さん

